

5. 教員養成のための教育の質の向上の取組（規則第6号）

本学が目指す教員養成を行うためには、教員が自らの教授能力を向上させる努力を重ねることによって、学生の学修意欲を喚起させることが重要である。

本学では、大学全体としてのFD活動（教員が授業内容、方法を改善し向上させるための組織的な取組）を実施しているほか、教職課程の質の向上のために教職課程検討部会の活動としてFD活動を実施しており、実習状況の点検、研修会の開催等を行っている。

（令和2年度の活動）

全学での主な活動

- オンライン授業に関する研修会
 - オンライン授業と Microsoft Teams の使い方（R02/04/09）
 - テレビ会議システム Zoom の使い方（R02/04/10）
 - オンライン学習支援の充実（R02/05/16、R02/05/20）

- FD・SD 合同研修会
 - オンライン授業の内容及び方法の改善に向けて（R02/09/04）
 - 授業の質向上をめざして（R02/09/11）

学科での主な活動

- 総合文化学科 FD 研修会（R03/02/05）
 - 「IR のアンケート結果にもとづく、学科の問題点と今後の方針の検討」

- 児童教育学科 FD 研修会（R03/02/05）
 - 「学修成果を可視化し、成長をうながすルーブリックの再検討」

- ジュニアスポーツ教育学科 FD 研修会（R03/02/10）
 - 「学科名変更に伴う各種ポリシーやカリキュラムの確認」